時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

○一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓

○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

兒島灣の新開

人口の繁殖するに從て新に食物を要するは言ふまでもなき事實にして我國にても毎年四五十萬の繁殖あれば毎年新に四五十萬人の食物なかる可らず經濟の議者は夙に此邊に注意して或は北海道へ移住を勸め或は海外に殖民を企てんとする者あれども故郷に戀々するは人情の常にして殊に幾百年の久しき鎖國の風に慣れたる人を驅て遠方へ送ることは甚だ易からず左れば此增殖したる人民の食物は日本の國土に求むるの外なしと雖も限りある耕地に何ほど人工を用るも更に大に收穫を增す可きにあらず唯この上は新地を開發するの一法あるのみとして扨その新開の法は山林、原野、海面の三にしておの〳〵得失を殊にすれども地理の模樣に由り遠淺の海面を耕地に變するは最も安全の策なるが如し第一海底の地味は最も耕作に適し第二其地面は平坦にして地ならしの勞なし第三これを水田にするに從前海に灌く川尻の水を其まゝ利用して別に灌水の勞費を要せず即ち海面特有の便利にして古來その新開に失敗したるもの少なきも是等の理由なる可し近來聞く所に據れば備前國兒島灣に新開の起業ありと云ふ備前の海は遠淺にて曾て藩主初代の頃より新開に怠らず殊に熊澤先生の如きは最も此に注意して萬頃の沃野今日に至るまで先生の紀念碑たるもの少なからず既往の事例斯の如くなれば今回の事業も必ず偉功を奏す可しと我輩の竊に祈望する所なり然るに諸新聞紙の報道を見れば此新開事業に付き地方の人民中に不服不平を唱ふるものあるよし是れは誠に珍らしからぬことにて古來何れの新開にても事の初めに故障あらざるはなし殆んど常例とも名く可きほどの次第にして無數の群小民が目前に大事業の起るを見ることあれば其變動に心を奪はれ銘々に臆測を逞うして有ることと無きこととを想像し此海を埋めては川の疏水を妨げて洪水の恐ありと云ひ海面が田面と爲りては漁獵の者は其日より渡世の道なしと云ひ或は叶はずとまで苦情百端なれども在昔は大抵藩主の說諭又威光に由り好きほどに慰めすかして事に着手し、いよ〳〵成功に至りて實際を見れば疏水も至極順當にして洪水の患なく漁師は新田外の廣き海に稼ぎて前の渡世に異ならざるのみか漁獵の傍に新田を耕して衣食を安くし地方全體の繁盛を致して曩の苦情は消えて痕なく太平無事の樂郷たるは古來の新開事業を見て明に證す可し故に今回兒嶋の事も其地方の人民に限り[illegible]の苦情を訴ふるに非ず云はゞ新開事業に附帶する[illegible]の苦情を述べて恰も古人の筆法を學ぶ者[illegible]古人の筆法に倣ひ今後は藩[illegible]も地方[illegible]官吏か又は土地の長者より[illegible]して着手するの外なかる可し幾日月を待つ地方の群小民が新事業の發起を贊成して之に滿足することはなかる可し唯その滿足を買ふは工事中に之を使役して賃錢を得せしめ成功の上その新開地を授けて農業に就かしめ生活の道を安からしむるの時に在る可ければ目下の處は多少の故障を犯しても事の速なるを貴ぶのみ

或は云ふ今度新開の發起者は大坂の豪商藤田傳三郎氏なるゆゑ岡山地方の人々は恰も他人に自家の事業を取られたるの思を成して自然に不平の感あるよしと說を作す者あれども是れは大人士君子の局量にあらず岡山も大坂も等しく日本國にして國の大事業は國の大富豪に任して可なり殊に海面の新開を企て資本の豐ならざる者が細々着手するときは先づ海濱近き小部分を劃して堤防を築き爰に何町步を開きて先づ其收穫を利し次て數年の後に又その地先きの海面に着手して前の如く小部分を劃し右より起り左より始め堤防又堤防次第に進むに從ひ數十年の後に之を見れば新舊の堤防鱗の形を成し熟田の間に無用の土堤の重複するを見ることあり事の全體より論じて不經濟の甚だしきものと云ふ可し故に海面の新開は成る可き丈け規模を大にして一時に幾千幾萬町を圍込み堤防の重複を避ること最第一の要訣なりと云ふ即ち大資本家の事なれば我輩の眼中資本家の誰れ彼れなし唯大事業に堪ふる者なれば之に任するに吝ならざるものなり況んや新地開發は人口繁殖の熱より立言しても我國の急要なれば細事情を問はずして唯大事の成功を祈るのみ

官報

○外務省沿革略誌（昨十七日の續）

明治十八年（西暦千八百八十五年）

一月十九日特派全權大使井上馨朝鮮より歸る（大使の朝鮮に到るや朝鮮政府金宏集を全權大臣に任じ議政府に於て大使と對話せしむ一月七八日の兩日を以て談判を決了し兩國の交際を妥定するを得たり同九日條約書に調印し同十一日京城を發し是日歸朝す）

二月四日正三位勳三等參事院議官侯爵西園寺公望を特命全權公使に任じ墺國に駐在せしむ」十四日從四位勳二等特命全權公使上野景範元老院議官に轉任す」二十一日朝鮮國在勤警部巡査の官等月俸を改正す」二十四日從二位勳一等參議兼宮內大臣伯爵伊藤博文を特派全權大使に任じ淸國に派遣す（明治十七年十二月朝鮮京城の變延いて日淸兩國の交涉に及ふ故に大使を淸國に派して之を商辨するに決す是に至て此命あり）

三月二十一日里斯本府に於て萬國郵便聯合條約追加書同細目規則の追加書並に萬國郵便聯合爲換條約追加書同細目規則の追加書に調印す（明治十九年五月二十六日條約追加書の批准書を交換す）」二十六日朝鮮京城に變亂の際損害を被りし財產額等屆出ての儀を告示す

四月十四日從五位勳五等外務大書記官中村博愛を辨理公使に任し蘭國に駐在せしむ」十八日日米間郵便爲換定約を訂結す」二十四日露領浦潮斯德港入口の諸海峽に水雷火藥に附き露國海軍士官の先導にあらされは入峽を許さゝる旨本邦駐在の露國公使の通知に接す故に之を告示す」二十八日露領アスコリド燈臺點火中止の件を告示す」同日特派大使伊藤博文淸國より歸朝す（大使の淸國に到るや淸國政府は既に直隸總督李鴻章に談判の任を委せり大使一旦北京に入り國書を奉し再び天津に到り開談す五月三日より同十五日に至り商議六回兩國交涉の事件を妥定するを得たり同十八日約書に畫押す）

五月四日朝鮮國漢城を開市場と定むる旨告示す」七日曾て證書を所有する日本船舶は英國版圖內の諸港に於て測量を要せざる旨告示す

六月三日露領沿海及樺太島捕魚昆布採收假規則を告示す」三十日辨理公使竹添進一郎の朝鮮在勤を免す

七月二十九日露領浦潮斯德近傍アスコリド燈臺點火の旨告示す

九月二日長崎港虎列剌病流行に附き同港より露領浦潮斯德及同國東海の諸港に入る船舶に對し三日間撿疫停船規則を施行する旨告示す」五日朝鮮國官民に於て政府及官署の名を以て我人民と條約を訂立するも總理衙門の蓋印するにあらざれば私約と見做す旨告示す」十七日萬國電信條約細目改正を伯林に於て議決す」二十六日從四位勳三等農商務大輔子爵品川彌二郎を特命全權公使に任し獨國に駐在せしむ是日從四位勳二等外務大輔吉田淸成農商務大輔に轉任す

十月二十日萬國メートル條約に加入す」日不詳英領ホバルト及淸國漢口に領事館を創置す

十二月五日正二位勳三等特命全權公使侯爵蜂須賀茂昭を特派大使として西班牙國皇帝アルフォンス第十二世の葬儀に參會せしむ」十日從四位勳二等特命全權公使靑木周藏を外務大輔に任ず」二十二日從二位勳一等伯爵井上馨を外務大臣に任す（是日太政大臣以下各省卿廢せられ內閣總理大臣以下十大臣を置く同日從四位勳二等特命全權公使榎本武揚を遞信大臣に任し正五位勳二等參事院議官鹽田三郎を特命全權公使に任し淸國に駐在せしむ」二十四日露領薩哈嗹嶋に於て出稼人漁業は尙ほ明治二十三年まで從前の規則に據る旨告示す

明治十九年（西暦千八百八十六年）

一月二十八日布哇國移住民條約を締結す

二月二十六日官制を定められ更に次官、祕書官、翻譯官、書記官、局長、參事官、局次長、試補、屬の官を置き又總務、通商、取調、翻譯、記錄、會計の六局を置き總務局中通則に揭ぐるもの、外政務、人事、電信の三課を置く（次官勅任、參事官、翻譯官、祕書官、書記官、局長、局次長奏任とし參事官は無任所外交官を以て之に充つ試補准奏任屬判任とす）

三月四日從四位勳二等靑木周藏を外務次官に任す」十六日交際官及領事の官制を改定す（特命全權公使、勅任一等、辨理公使、勅任二等、代理公使及公使館參事官奏任一等、公使館書記官奏任二等三等四等、交際官試補奏任五等六等又各公使館に書記生を置き專ら會計の事務に從事せしむ」總領事奏任一等、領事奏任二等三等四等、副領事奏任一等、五等六等、領事館書記生判任又領事を置かざるの地に於ては便宜貿易事務官を置き該官を奏任三等以下と定む）

四月七日露國沿海州の海岸に於て捕魚并に昆布採取のため千八百八十五年の規則を明治二十一年まで繼續する旨告示す」二十六日無任所外交官の年俸を定む」二十九日日米間犯罪人引渡約條を締結す

五月一日條約改正會議を本省に開設す

本會は明治十五年の豫議會に於て創始したる條約改正の事業を完結するの目的を以て開會するものにして各國政府全權を附與して本會に參列したる委員は左の如し

日本	外務大臣伯爵井上馨及外務次官子爵靑木周藏	
佛蘭西	特命全權公使	セー、ア、シエンキユウヰッツ
澳地利	同	コント、チヤールス、ザルスキ
大不列顛	同	サー、フランシス、プランケット
伊太利	同	レナート、マルチノー
白耳義	同	チヨルヂ、ナイト
亞米利加合衆國	同	リチヤルド、ビ、ハッバルド
獨逸	同	フオン、ホルレーベン及總領事ザッペー
和蘭瑞典諾威丁抹	辨理公使	イ、イ、フアン、デル、ポット
西班牙	同	ジヨセ、デラヴアット
葡萄牙	臨時代理公使	ジヨセ、シルヴア、ルーレイロ
露西亞	特命全權公使	セヴイッチ
瑞西聯合	總領事	ア、ウオルフ
布哇	辨理公使	アルウヒン

右會議七月十八日に至り會議を重ねる廿七回殆ど結了せんとするに當り事故の爲に會議を中止せり

（英量）封度 凡我百二十目　本 凡我十三貫五百四十七匁五分　噸 凡我二百七十貫九百五十目

（英尺）呎 凡我一尺〇五厘八毛　碼 凡我三尺〇一分七厘　哩 凡我十四町四十五間一尺

（佛量）[illegible] 凡我二百六十[illegible]　[illegible] 凡我三尺

○[illegible]午前六時四十分●七時五十五分、八時二十五分（急行）九時●十時、十時五十分（急行）●十二時二十分●一時三十分●二時三十分、四時●四時五十五分（急行）●六時、七時三十五分、八時四十五分、十時、十一時十五分（急行）○横濱發（上り）午前六時三十分、七時四十分、八時、九時四十五分、十時二十分、十一時、十二時（急行）○午後一時卅分、三時三十分、四時[illegible]十時二十分、十一時

[illegible]（上り）午前七時五分、八時四十五分、十時二十八分、午後二時五十五分、四時十五分、六時十五分、八時三十五分

○[illegible]午前六時、十時、午後一時三十分○[illegible]（下り）午前七時三十五分、十一時四十五分、午後四時（上り）午前六時二十分、十時四十五分、午後二時五分○[illegible]（下り）午前九時五十分、午後二時五分、六時十分（上り）午前八時、十一時五十五分、午後